

## 茨木市地籍調査の成果に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が実施した国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する地籍調査により作成した成果の適正な管理及び利活用を図るため、当該成果の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2 この要綱において、取扱う事務の範囲は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第89条第1項に規定する地籍調査の成果及びそれに関する資料（以下「地籍調査成果等」という。）とし、国土調査法第19条第2項に規定する認証を受けた時のものとする。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者 全部事項証明書（土地）又は登記簿謄本（土地）に記載の者
- (2) 一筆地成果図 地籍調査の成果を基に一筆を抽出し、当該筆の筆界点及びその座標値並びにそれらを結ぶ筆界が地籍調査の成果と相違ない旨を証明する図面
- (3) 一筆地測量図 地籍調査の成果を基に一筆を抽出し、当該筆の筆界点及びそれらを結ぶ筆界を記載した図面

(地籍調査成果証明書)

第4 市長は、地籍調査成果証明書の交付を申請した土地所有者に対し、地籍調査成果証明書を交付するものとする。

2 前項の地籍調査成果証明書として交付するものは、一筆地成果図とする。

(地籍調査成果証明書の交付申請)

第5 第4第2項の地籍調査成果証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地籍調査成果証明書交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申請者)

第6 第5の地籍調査成果証明書の交付申請は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める者が申請するものとする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産している場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 土地所有者が複数の場合は、共有者全員とする。

- (3) 土地所有者が死亡している場合は、相続人とする。この場合において、相続人が複数のときは、共有者全員とし、相続人がいないときは、相続財産管理人とする。
  - (4) 土地所有者が制限行為能力者（未成年者、被後見人、被保佐人及び被補助人をいう。）の場合は、適当な法定代理人とする。
  - (5) 申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の連名とする。
  - (6) その他市長が認める場合は、市長の指示に従うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体等において施行する公共事業に係る場合においては、当該施行する国又は地方公共団体等が土地所有者に代わって申請することができる。

（地籍調査成果証明書交付申請書の添付書面）

第7 第5の地籍調査成果証明書の交付申請には、次の各号に掲げる書面を申請書に添付しなければならない。

- (1) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書
  - (2) 代表者事項証明書、履歴事項証明書又は現在事項証明書（法人の場合）
  - (3) 全部事項証明書（土地）又は登記簿謄本（土地）
  - (4) 地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項）
  - (5) 位置図
  - (6) その他市長が必要と認める書面
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 前項第3号の書面に記載されている住所、本店若しくは主たる事務所又は氏名、商号若しくは名称が申請者のそれらと異なる場合は、次のア又はイに掲げる者に応じ、当該ア又はイに掲げる書面等で沿革をつけるものとする。
    - ア 個人 住民票の写し、住居表示証明書、戸籍の附票等
    - イ 法人 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書等
  - (2) 第6第1項第3号の土地所有者が死亡している場合は、次のアからウに掲げる場合に応じ、当該アからウに掲げる書面等で相続人又は相続財産管理人を明らかにするものとする。
    - ア 遺産分割協議がされていない場合 戸籍謄本、戸籍謄本の複写、相続関係説明図及び住民票の写し等
    - イ 遺産分割協議がされている場合 前アの書面、遺産分割協議書及び遺産分割協議書の複写等
    - ウ 相続人がいない場合 相続財産管理人選任審判書の複写等

(3) 第6第1項第4号の制限行為能力者の場合は、次のアからエに掲げる者に応じ、当該アからエに掲げる書面等で法定代理人を明らかにするものとする。

ア 未成年者 戸籍謄本、戸籍謄本の複写、住民票の写し等

イ 被後見人 登記事項証明書（後見）等

ウ 被保佐人 登記事項証明書（保佐）等

エ 被補助人 登記事項証明書（補助）等

(4) 第6第1項第5号の信託財産の場合は、信託目録を添付するものとする。

(5) 第6第2項の国又は地方公共団体等からの申請の場合は、担当者である旨を記載した担当者届出書（様式第2号）を添付するものとする。

3 前2項の添付書面は、発行日から3月以内のものでなければならない。ただし、戸籍謄本、戸籍謄本の複写その他市長が認めるものにおいては、この限りでない。

4 第1項第1号から第3号及び第2項に掲げる書面は、原本とする。ただし、戸籍謄本及び遺産分割協議書は、原本確認の後に還付する。

5 第1項第4号の地図は、複写又は登記情報提供サービスより取得したものを添付できるものとする。この場合において、登記情報提供サービスより取得したときは、申請者又は第8の受任者の記名及び押印を要する。ただし、自署の場合は、押印不要とする。

（委任）

第8 申請者は、地籍調査成果証明書の交付に係る事務を第三者に委任することができる。

2 前項の委任する場合においては、申請書に委任状（様式第3号）を添付しなければならない。

（境界標の設置）

第9 申請者又は第8の受任者は、必要に応じて筆界点に境界標を設置するものとする。この場合において、筆界点の復元に使用する基準点は、地籍調査で用いたものでなければならない。

（返戻）

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、申請書及び第7第1項及び第2項の添付書面を返戻するものとする。

(1) 申請者又は受任者が取下げる場合

(2) 申請を受付たことが適当でないとする場合

(3) その他市長が適当とする場合

2 前項第1号の取下げる場合においては、地籍調査成果証明書交付申請取下げ依頼書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、返戻手続が完了し、申請者又は第8の受任者に受取の連絡ができた日から起算して3月経過しても受取がない場合においては、申請書及び第7第1項及び第2項の添付書面を処分できるものとする。

(地籍調査成果等の閲覧及び写し)

第11 市長は、地籍調査成果等の閲覧を申請した者に対し、地籍調査成果等を閲覧させ、必要に応じてその写しを交付するものとする。

2 前項の地籍調査成果等の閲覧及び写しの申請ができるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地籍図

(2) 地籍簿

(3) 一筆地測量図

(4) 基準点網図

(5) その他市長が必要と認めるもの

3 前項第3号の一筆地測量図及び第4号の基準点網図は、それぞれの閲覧に併せて座標値を確認できるものとし、必要に応じて当該座標値の写しを交付するものとする。

(地籍調査成果等の閲覧及び写しの交付申請)

第12 第11第2項各号に掲げる地籍調査成果等の閲覧又はその写しの交付を受けようとする者は、閲覧・複写等交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第13 第11第2項各号に掲げる地籍調査成果等を閲覧し、又はその写しの交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧場所以外に持出さないこと

(2) 汚損若しくはき損又は紛失しないこと

(3) 他人に迷惑を及ぼさないこと

(4) 職員の指示に従うこと

2 市長は、前項の規定に反した者に対し、閲覧を停止し、又は拒否することができる。

3 市長は、第1項第2号の行為をした者に対し、それを補正するために必要な費用の負担を求めることができる。

(手数料及び費用)

第14 第4第2項の地籍調査成果証明書又は第11第2項各号に掲げる地籍調査成果等の閲覧及び写しの交付に係る手数料及び費用の額は、次の各号に掲げる額とし、当該交付を受ける者が負担しなければならない。

- (1) 地籍調査成果証明書 茨木市手数料条例（平成12年茨木市条例第2号）別表第1に定める地籍調査の成果に関する証明の額
  - (2) 地籍調査成果等の閲覧 茨木市手数料条例別表第1に定める公簿・図面の閲覧の額
  - (3) 地籍調査成果等の写し 茨木市情報公開条例施行規則（平成15年茨木市規則第51号）別表に定める額
- 2 国土調査法第21条第2項の規定に基づく第11条第2項第1号の地籍図及び第2号の地籍簿の閲覧は、前項第2号の手数料の負担を要しない。この場合において、その写しの交付を受ける者は、同項第3号の費用の負担を要する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。



## 担当者届出書

（申請先）茨木市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
（自署の場合は押印不要）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

標題について、下記土地に係る地籍調査成果証明書の交付申請の担当者は、下記のとおりです。

なお、担当者に変更があった時は、速やかにその旨を届出いたします。

### 記

1 申請地 \_\_\_\_\_

2 担当者 所属 \_\_\_\_\_

職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

# 委任状

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者に下記の権限を委任します。

## 記

1 申請地 \_\_\_\_\_

2 上記土地に係る地籍調査成果証明書交付に関する委任の範囲は、次のとおりです。

- (1) 地籍調査成果証明書交付申請書の作成及び必要な書面等の収集
- (2) 地籍調査成果証明書交付申請書の提出
- (3) 地籍調査成果証明書の交付申請の取下げ及び不備があった場合の補正
- (4) 当該申請における原本還付書面の原本の受領
- (5) 地籍調査成果証明書の受領

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

(自署の場合は押印不要)

氏 名 \_\_\_\_\_ (実印)

電話番号 \_\_\_\_\_



# 地籍調査成果証明書交付申請取下げ依頼書

年 月 日

（依頼先）茨木市長

住 所 \_\_\_\_\_

（自署の場合は押印不要）

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

年 月 日付で申請しました地籍調査成果証明書の交付申請について、下記の理由により取下げいたします。

## 記

1 申請者 \_\_\_\_\_

2. 申請地 \_\_\_\_\_

3. 取下げ理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

様式第5号 (第12関係)

- |                                    |                                   |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 道路境界点網図   | <input type="checkbox"/> 認定路線図(1) |
| <input type="checkbox"/> 地籍調査参考図   | <input type="checkbox"/> 認定路線図(2) |
| <input type="checkbox"/> 交通安全施設図   | <input type="checkbox"/> 認定路線名簿   |
| <input type="checkbox"/> 既 明 示     | <input type="checkbox"/> 地 籍 図    |
| <input type="checkbox"/> 基 準 点 網 図 | <input type="checkbox"/> 地 籍 簿    |
| <input type="checkbox"/> 一筆地測量図    | <input type="checkbox"/> そ の 他    |

|       |
|-------|
| 領 収 印 |
|       |

閲覧・複写等交付申請書

(申請先)茨木市長

|             |      |  |
|-------------|------|--|
| 申<br>請<br>者 | 住 所  |  |
|             | 名 前  |  |
|             | 電話番号 |  |

|             |     |
|-------------|-----|
| 所<br>在<br>地 | 茨木市 |
|             | 茨木市 |
|             | 茨木市 |
|             | 茨木市 |

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 使用<br>目的 | 1. 物件調査 2. 明示 3. その他 ( ) |
|----------|--------------------------|

| 手     | 数         | 料 |
|-------|-----------|---|
| 閲覧手数料 | 300 円 × 件 | 円 |
| 複写    | 10 円 × 枚  | 円 |
|       |           | 円 |
|       |           | 円 |
|       |           | 円 |
|       |           | 円 |
| 合     | 計         | 円 |

|       |  |
|-------|--|
| 取 扱 者 |  |
|-------|--|

No. \_\_\_\_\_